

## 議案第66号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

建築基準法の一部改正等に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中80の項を84の項とし、77の項から79の項までを4項ずつ繰り下げ、同表76の項中「75の項」を「79の項」に改め、同項を同表80の項とし、同表75の項を同表79の項とし、同表74の項中「70の項又は71の項」を「74の項又は75の項」に、「171, 480円」を「174, 600円」に、「118, 560円」を「120, 700円」に改め、同項を同表78の項とし、同表73の項中「74の項」を「78の項」に、「70の項又は71の項」を「74の項又は75の項」に改め、同項を同表77の項とし、同表72の項中「70の項又は71の項」を「74の項又は75の項」に、「171, 480円」を「174, 600円」に、「118, 560円」を「120, 700円」に改め、同項を同表76の項とし、同表71の項中「70の項及び72の項」を「74の項及び76の項」に改め、同項を同表75の項とし、同表70の項を同表74の項とし、同表69の項中「65の項又は66の項」を「69の項又は70の項」に、「171, 480円」を「174, 600円」に、「118, 560円」を「120, 700円」に改め、同項を同表73の項とし、同表68の項中「69の項」を「73の項」に、「65の項又は66の項」を「69の項又は70の項」に改め、同項を同表72の項とし、同表67の項中「65の項又は66の項」を「69の項又は70の項」に、「171, 480円」を「174, 600円」に、「118, 560円」を「120, 700円」に改め、同項を同表71の項とし、同表66の項中「65の項及び67の項」を「69の項及び71の項」に改め、同項を同表70の項とし、同表65の項中「66の項」を「70の項」に改め、同項を同表69の項とし、同表中64の項を68の項とし、63の項を67の項とし、同表62の項中「57の項、58の項又は59の項」を「61の項、62の項又は63の項」に、「171, 480円」を「174, 600円」に、「118, 560円」を「120, 700円」に改め、同項を同表66の項とし、同表61の項中「62の項」を「66の項」に、「57の項、58の項又は59の項」を「61の項、62の項又は63の項」に改め、同項を同表65の項とし、同表60の項中「57の項、58の

項又は59の項」を「61の項、62の項又は63の項」に、「171,480円」を「174,600円」に、「118,560円」を「120,700円」に改め、同項を同表64の項とし、同表59の項中「57の項、58の項及び60の項」を「61の項、62の項及び64の項」に改め、同項を同表63の項とし、同表中58の項を62の項とし、53の項から57の項までを4項ずつ繰り下げ、52の項の次に次の4項を加える。

53	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
54	建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
55	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
56	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。